審査会答申

令和７年９月１日７飯総総第278号で諮問を受けた情報公開決定（以下「本件処分」という。）に係わる審査請求について、次のとおり答申します。

１　審査請求に係わる情報の件名又は内容

R6.7.29の[redacted]（私）と市長、副市長、早野、関との面談記録等内容のわかるもの

２　答申の内容

(1) 本件審査請求については、一部を認容し、当該文書黒塗り部分を開示することが相当である。

(2) 本件審査請求のその余の請求を棄却することが相当である。

３　請求の趣旨

審査請求人により請求された内容のうち、一部を非公開とし、部分開示とする処分決定に対し、審査請求がなされたものである。

４　本件審査に至るまでの経緯

・令和７年８月８日、情報公開請求者は、実施機関に対し、条例第６条第１項の規定に基づき、情報の公開を請求する。

・令和７年８月18日、実施機関は、本件対象文書について、一部を非公開とし、部分開示とする処分決定をし、請求人に対し、総務課窓口にて通知を行う。

・令和７年９月１日、請求人は、本件処分を不服として、条例第19条の規定により実施機関に対し、審査請求を行う。

５　実施機関の決定処分と主張要旨

（１）決定処分（部分公開）

実施機関は、公開請求があった本件対象文書について部分公開としている。

（２）主張要旨

令和７年10月６日に実施した、第１回飯塚市情報公開審査会にて実施機関が行った口頭意見陳述によれば、実施機関の主張の要旨は次のとおりである。

請求者以外の市長面談・副市長面談の出席者は公人であるため、氏名を公開した。また、非開示としている部分については個人の氏名であり、個人情報である、と判断したため、非開示とした。

６　請求人の審査請求

審査請求書内、審査請求の内容によれば、請求人の異議申立の主張要旨は、概ね次のとおりである。

個人の氏名を非公開としているが、面談に出席した申請者以外は公人であり、職責として会議に出席しており、個人情報と判断されないと考える。よって、改めて情報の公開を請求する。

7　審査会の判断

（1）審査の経緯

審査会は、本件審査請求に基づいて次のような審査を行った。

令和7年9月1日　市長より諮問を受ける。

令和7年10月6日　令和7年度第1回情報公開審査会

・事務局から本件に関する資料（対象文書）及び経緯についての説明を受ける。

・実施機関（企画政策室）からの口頭意見陳述を受けたのち、実施機関に対し、質問を行う。

・審議

令和7年10月15日　令和7年度第2回情報公開審査会

・継続審議

令和7年10月22日　令和7年度第3回情報公開審査会

・答申(案)について審議

（2）審査会の基本的な考え方

本件に係わる審査会の基本的な考え方は、次のとおりである。

①　審査会の基本姿勢

審査会は、条例第1条が定める「住民の知る権利」を具現化するため、市が保有又は保有すべき情報の公開並びに説明責任が全うされ、よって「市民の市政に対する参画と監視を促進し」、「民主的な市政の発展に寄与する」という目的に則り、審査する。

②　文書作成・管理規程について

条例第2条第2号では、情報のかたちにふれ、この条例の「情報」（公文書）とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及びディスク、テープその他の電磁的記録（　　略　　）並びにその他一定の事項を記録しておくことのできるものであって、当該実施機関が保有し、又は保有すべきものをいう。」と定めている。

これは、紙を媒体とする情報だけでなく、どんな形態の情報でも自治体が作成又は保有するものは、すべて情報公開の対象となりうるということである。

また、飯塚市条例は、以前の自治体条例に見られたような対象情報の要件としての「決裁・供覧等の終了」といった網かけはしていない。これは、ある事業計画が始まれば、スタート（発案）段階から結論が出るまでの意思形成過程の情報が公文書扱いにされないことを防ぐためであり、途中の過程が何もわからないまま、結論だけが公文書として住民に示されても、誰がどこでどういう議論をして政策決定がなされようとしているのか、その経緯が分からないと、住民と行政が情報を共有し切磋琢磨しながら事業をすすめていくことはできないからである。これが「住民参加の原理」である。その意味から、自治体が作成・保有している情報は、意思形成過程の情報も含めて、適用除外を除き出せるものはすべて公開の対象情報となりうるということである。

③　文書作成の責務について

そこで問題となるのが、事務処理における文書作成・管理の問題である。今や、時代の著

しい変化から公開対象情報の範囲は広がり、住民の知りたい情報は、公金問題、公害・環境問題、命と暮らしの問題、教育問題等々、多種多様にわたって増大している。

それだけに、自治体の説明責任は広範にわたって重くなり、行政の説明責任の具体化である情報公開においては、住民の多様な請求に対応できるような文書作成・管理がなされているかどうか、つまり、公文書の作成・管理規程が情報の積極公開を前提とした規程内容になっており、その運用がなされているかどうかが問題となる。

それを徹底させるために、条例第3条第1項は、情報の「積極公開」を定めるとともに、同条第2項では、実施機関（職員）の責務として、「組織的に用いる文書等の作成を怠ってはならない」と定め、さらに同条第3項では、「文書等の記録媒体に保管していないものの公開を求められたときは、説明等の方法により、当該情報を提出するよう努めなければならない」と定めているが、それが実施機関において着実に実行されているかどうかが問題である。とくに、意思決定過程にある調査資料や文書等を「決裁・供覧」が終わってないとして、公文書扱いをしない場合があるが、これらはすべて政策決定に至る「組織的に用いる文書等」であると解釈すべきである。

（3）実施機関の決定処分に対する判断

審査会は、実施機関の決定処分に対して、本件対象文書の内容、性質等について請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

請求者の請求に対し、実施機関は、請求者本人の氏名は個人情報にあたるとして非公開としているが、本件については、自己情報の本人開示請求であることから、条例第8条第1号にて規定されている、公開することにより当該個人の権利、利益、名誉、幸福又は生活を害するおそれがあるとは言い難い。したがって、非公開としている黒塗り部分に記載されている個人の氏名については公開すべきである。

（4）結論

以上、本件諮問事項について審査した結果、次のように判断する。

本件請求のうち、市長または副市長との面談記録等については、既に実施機関において開示されている。非公開となっている個人の氏名については、申請者本人の氏名であり、申請者が開示を希望していることから、飯塚市情報公開条例（以下「条例」という。）第8条第1号に該当せず、実施機関が行った処分決定については、妥当ではない。

審査請求人が求めている面談記録内容のわかるものについては、本件対象文書以外に存しないため、審査請求人のその余の請求は棄却することが相当である。

（5）付議事項

先に示したとおり、条例第3条第1項にて情報の積極的な公開を定めるとともに同条第2項では、実施機関（職員）の責務として、「組織的に用いる文書等の作成を怠ってはならない」と定められているため、今後の面談記録についてはより積極的な記録を行うよう努めるべきである。

8　審査会委員

会　長　　井　上　道　夫
副会長　　平　尾　利　幸

委　員　　下　村　孝
委　員　　田　中　美　奈　子
委　員　　黒　川　す　み　れ